

## 欠格事由の確認

(様式第1号 「5欠格事由等の確認」より抜粋)

- 以下の法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- ・統計法（平成19年法律第53号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（注）

（注）デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の内容が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に統合された。

これに伴い統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）が改正されるとともに、統計法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第14号）附則第2項においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者は、改正後の個人情報の保護に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたものとみなすこととされた。

以上を踏まえこの確認を行う必要があることに留意すること。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 法人等であって、その役員のうち上記事項のいずれかに該当する者がある者
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- 統計法令に基づく罰則の適用を受けている者、調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことなどにより提供禁止になっている者